

第五章 生活衛生

第五章 生活衛生

第1節 食品衛生

飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、市民の健康の保護を図るため、姫路市食品衛生監視指導計画を策定し、食品関係施設の計画的な監視指導や営業の許可業務を行うとともに、食品等の収去検査を実施し、不良食品の排除に努めている。

1 食品衛生

1) 食品衛生関係施設の監視指導

(1) 目的 食品衛生法では、食品衛生関係施設のうち公衆衛生に与える影響が著しい業種について許可を要する営業と定めており、これらの許可申請に対する許可業務を行うとともに、許可を要しない業種についても、食品衛生上の見地から届出を行わせている。

(2) 方法 食品の安全確保に関する影響を考慮し、業種別に年間の立入検査目標回数を定め、計画的に監視指導を実施する。

ランク	業種
A 年2回	飲食店営業（仕出し形態のうち、給食弁当業）、生食用食肉を取り扱う施設（飲食店営業、食肉処理業、食肉販売業）
B 年1回	飲食店営業（一般形態のうち、焼肉、焼鳥、和風料理、寿司店、給食施設、仕出し形態のうち、仕出し屋、旅館形態）、菓子製造業（特殊形態、自動車、露店営業を除く）、乳処理業、特別牛乳搾取処理業、乳製品製造業、魚介類販売業（調理加工をしない施設、自動車を除く）、魚介類競り売り営業、魚肉練り製品製造業、食品の冷凍または冷蔵業、缶詰又は瓶詰食品製造業、あん類製造業、アイスクリーム類製造業（ソフトクリームフリーザーを除く）、食肉処理業、食肉販売業（包装食肉のみを取り扱う施設を除く）、食肉製品製造業、乳酸菌飲料製造業、マーマガリン又はショートニング製造業、豆腐製造業、納豆製造業、麵類製造業、そら豆製造業、清涼飲料水製造業、添加物製造業、冰雪製造業、食鳥処理業の許可を有する施設（飲食店営業、食肉処理業、食肉販売業）、集団給食施設、浅漬の製造業
C 2年に1回	飲食店営業（上記以外の施設であって、スナック、自動車、自動販売機、露店営業を除く）、菓子製造業（特殊形態）、集乳業、魚介類販売業（調理加工をしない施設）、喫茶店営業（自動車、自動販売機、露店営業を除く）、食用油脂製造業、みそ製造業、しょうゆ製造業、ソース類製造業、酒類製造業、冰雪販売業
D 3年に1回	アイスクリーム類製造業（ソフトクリームフリーザー）、乳類販売業（自動販売機を除く）、食肉販売業（包装食肉のみを取り扱う施設）、乳さく取業、上記以外の食品製造業（浅漬の製造施設を除く）、野菜果物販売業、そら豆販売業、菓子販売業、上記以外の食品販売業、添加物の販売業
E 5年に1回	飲食店営業（スナック）、自動車による営業（飲食店営業、菓子製造業、魚介類販売業、喫茶店営業、食肉販売業）、自動販売機による営業（飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業）、露店営業（飲食店営業、菓子製造業、喫茶店営業）、器具及び容器包装の製造又は販売業 ※大規模イベントに係る露店営業等は出店時に監視指導を実施する

(3) 実績 ①許可を要する業種

(令和2年度)

業種			施設数	監視回数	処分件数							
					営業禁止	営業停止	回収命令	廃棄命令	始末書徵収	その他		
飲食店営業	一般食堂 レストラン	給食施設・生食用食肉取扱施設	260	64	0	0	0	0	0	0		
		焼肉・焼鳥・和風・寿司	551	155	0	0	0	0	0	0		
		一般	2,577	681	0	0	0	0	0	2		
	仕出し屋 弁当屋	給食弁当	21	31	0	0	0	0	0	0		
		仕出し屋	50	14	0	1	0	0	1	0		
		一般	147	49	0	0	0	0	0	0		
	旅館		105	50	0	0	0	0	0	0		
	その他	調理パン製造・そろざい製造・簡易飲食	861	262	0	0	0	0	3	3		
		スナック・車・自販機・露店	1,715	790	0	0	0	0	0	0		
菓子製造業	普通形態		529	192	0	0	0	0	1	1		
	特殊形態		156	25	0	0	0	0	0	0		
	車・露店		133	19	0	0	0	0	0	0		
乳製品製造業				8	5	0	0	0	0	0		
集乳業				0	0	0	0	0	0	0		
魚介類販売業	普通形態		237	229	0	0	0	0	0	0		
	特殊形態		343	212	0	0	0	0	0	0		
	車		18	7	0	0	0	0	0	0		
魚介類競り売り営業				7	20	0	0	0	0	0		
魚肉練り製品製造業				7	25	0	0	0	0	0		
食品の冷凍又は冷蔵業				54	61	0	0	0	0	0		
缶詰又は瓶詰食品製造業				20	5	0	0	0	0	0		
喫茶店営業	一般		80	18	0	0	0	0	0	0		
	車・自販機・露店		750	72	0	0	0	0	0	0		
あん類製造業				6	3	0	0	0	0	0		
アイスクリーミュ類製造業	一般		13	9	0	0	0	0	0	0		
	フリーザー		74	16	0	0	0	0	0	0		
乳類販売業	店頭・宅配		628	185	0	0	0	0	0	0		
	自販機		184	5	0	0	0	0	0	0		
食肉処理業	生食用食肉取扱施設		3	10	0	0	0	0	0	0		
	一般		19	9	0	0	0	0	0	0		
食肉販売業	普通形態	生食用食肉取扱施設	5	4	0	0	0	0	0	0		
		普通	194	128	0	0	0	0	0	0		
	包装食肉		379	104	0	0	0	0	0	0		
	車		5	6	0	0	0	0	0	0		
食肉製品製造業				8	9	0	0	0	0	0		
乳酸菌飲料製造業				0	0	0	0	0	0	0		
食用油脂製造業				2	0	0	0	0	0	0		
みそ製造業				6	2	0	0	0	0	0		
しょうゆ製造業				3	2	0	0	0	0	0		
ソース類製造業				5	1	0	0	0	0	0		
酒類製造業				10	3	0	0	0	0	0		
豆腐製造業				14	15	0	0	0	0	2		
納豆製造業				1	1	0	0	0	0	0		
麵類製造業				70	15	0	0	0	0	0		
そうざい製造業				141	84	0	0	0	0	0		
添加物製造業				14	7	0	0	0	0	0		
清涼飲料水製造業				10	12	0	0	0	0	0		
氷雪製造業				3	16	0	0	0	0	0		
氷雪販売業				11	3	0	0	0	0	0		
合計			10,437	3,635	0	1	0	0	5	8		

②許可を要しない業種

(令和2年度)

業種	施設数	監視回数	処分件数						
			営業禁止	営業停止	回収命令	廃棄命令	始末書	徴収	その他
集団給食	学校	88	23	0	0	0	0	0	0
	病院	51	1	0	0	0	0	0	0
	事業所	105	31	0	0	0	0	0	0
	その他	358	34	0	0	0	0	0	0
乳搾取業		1	0	0	0	0	0	0	0
その他の食品製造業	浅漬製造施設	22	9	0	0	0	0	0	0
	一般	289	69	0	0	0	0	0	0
野菜果物販売業		209	377	0	0	0	0	0	0
そうざい販売業		195	287	0	0	0	0	0	0
菓子販売業		559	188	0	0	0	0	0	0
その他の食品販売業		592	440	0	0	0	0	0	0
添加物の製造業		6	5	0	0	0	0	0	0
添加物の販売業		79	23	0	0	0	0	0	0
器具及び容器の製造又は販売業		218	88	0	0	0	0	0	0
合計		2,772	1,575	0	0	0	0	0	0

③重点監視指導

(令和2年度)

実施期間	監視指導の概要	対象業種	監視指導延施設数
5月～11月	給食弁当調製施設の監視指導及び収去検査	飲食店営業	7
7月～10月	公立保育所給食の監視指導	保育所	11
7月	全国夏期一斉取締りにおける食品取扱施設の監視指導及び食品の収去検査	食品等事業者	641
7月～12月	生食用食肉取扱施設の監視指導	飲食店営業、食肉販売業、食肉処理業	10
11月	小学校給食（米飯、パン）製造施設の監視指導	学校給食関連事業者	7
12月	全国年末一斉取締りにおける食品取扱施設の監視指導及び食品の収去検査	食品等事業者	336
2月	小学校給食及び給食センターの監視指導	小学校	4

2) 食品等の試験検査

- (1) 目的 市内に流通する食品等の安全性を確認するため、収去検査計画に基づき計画的に収去検査を実施するとともに、苦情及び食中毒等健康危害発生時における原因究明のための検査を実施している。
- (2) 対象 収去した食品、苦情食品、その他拭き取り検体等
- (3) 方法 収去した食品及び苦情食品等は姫路市環境衛生研究所にて試験検査を実施するとともに、食品等事業者への指導に資するための試験検査として中央卸売市場食品衛生検査センター及び食肉衛生検査センターで計画的に試験検査を実施する。
- (4) 実績 (令和2年度)

食品分類	検査検体数	微生物学検査							理化学検査				検査項目数合計
		細菌数	大腸菌群	E. coli	サルモネラ属菌	カンピロバクター	ノロウイルス	その他	食品添加物	残留農薬	残留動物用医薬品	暫定的規制値	
食品	冷凍食品	6	6	3	3	0	0	0	0	0	0	0	12
	魚介類	21	3	0	3	0	0	1	3	0	0	280	36
	魚介類加工品	15	0	14	0	0	0	0	1	6	0	0	0
	肉・卵類	20	0	0	12	12	4	0	12	11	0	144	0
	乳・乳製品	8	4	6	0	0	0	0	4	3	0	0	10
	アイスクリーム・氷菓	5	5	5	0	0	0	0	0	15	0	0	0
	穀類	4	4	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0
	野菜・果物類	59	0	0	2	0	0	0	4	41	12,650	0	0
	菓子類	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
	清涼飲料水	8	0	8	0	0	0	0	0	21	0	0	124
	水	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	輸入食品	6	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	24
	その他食品	10	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	12
	枝肉等(牛)	292	50	0	24	140	0	0	50	0	0	788	0
食品小計		461	73	41	44	152	4	1	87	103	12,650	1,212	36
その他	器具・容器包装	7	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0
	便・吐物	107	0	0	0	67	67	35	328	0	1	0	2
その他小計		114	0	0	0	67	67	35	335	0	1	0	2
合計		575	73	41	44	219	71	36	422	103	12,651	1,212	36
											183	183	15,091

3) 違反食品等への対応

(1) 目的 食品衛生法及び食品表示法により、食品ごとに規格基準や表示内容が規定されており、監視指導及び取去検査により違反食品の発見に努めている。

(2) 方法 違反食品等の流通防止のため、廃棄、回収等の措置を速やかに講じるとともに、再発防止のための指導を行う。

(3) 実績

(令和2年度)

食品分類	違反 発見 件数	違反内容										
		規格基準			表示						異物 混入	管理 運営 基準
		微生物	添加物	その他	名称	添加物	アレルギー	期限	製造者	その他		
冷凍食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
魚介類加工品	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
野菜・果物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食肉	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
給食・弁当・惣菜	9	0	0	0	0	0	1	1	0	0	4	2
菓子類	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
その他	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	15	0	0	2	0	0	2	3	0	0	4	2

※違反の発見件数は14件だが、1件は食肉と魚介類加工品に関する違反で、それぞれに計上したため、合計の欄は15件となっている

4) 苦情の処理

(1) 目的 市民から寄せられた食品等の苦情や相談に対して調査を実施し、原因究明に努め、食品衛生上の不備について改善指導を行っている。

(2) 実績

(令和2年度)

内容	件数	具体事例
食品等の取扱いに関すること	7	食品の取扱いが不衛生である、手を洗っていない
食品の腐敗・変敗など	9	食品が腐っている、異味異臭がする
異物混入	13	虫（ハエ・ゴキブリ等）の混入、毛髪・タオル繊維・金属等の混入
カビの発生	3	食品にカビが生えている
施設の衛生に関するこ	9	悪臭がする、ゴキブリがいる
営業許可に関するこ	11	無許可営業ではないか
その他	3	上記に分類できないもの
健康被害を伴う有症苦情	48	
合計	103	

5) 食中毒

- (1) 目的 姫路市健康危機管理要綱及び姫路市食中毒対策実施要領等に基づき、関係部局と連携を図り、迅速な原因究明を実施している。
- (2) 方法 原因施設の営業停止命令を行い、被害の拡大防止並びに再発防止のための指導を行うとともに、被害の拡大防止のため、食中毒事件情報の迅速な公表を行う。
- (3) 対象 食中毒の集計は、年次別（1月1日～12月31日）で行う。
- (4) 内容 ①年次別食中毒発生件数

種類	総数		サルモネラ		カンピロバクター		ぶどう球菌		ノロウイルス		その他	
年次	件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数
28	5	73	0	0	1	7	0	0	2	37	2	29
29	5	80	1	38	1	10	0	0	2	31	1	1
30	6	106	0	0	5	78	0	0	0	0	1	28
元	3	69	0	0	1	45	0	0	2	24	0	0
2	4	267	0	0	0	0	0	0	0	0	4	267

②令和2年食中毒発生状況

発生月日	原因施設	患者数	原因物質	行政処分の内容
2月25日	家庭	1	フグ毒（テトロドトキシン）	なし
8月8日	飲食店営業	263	病原大腸菌（O169及びO型別不明、astA保有）	営業停止3日間
11月25日	家庭	2	フグ毒（テトロドトキシン）	なし
11月29日	不明	1	アニサキス	なし

6) 事業者からの相談

- (1) 目的 食品表示の適正化を図るため、事業者からの相談に対して、食品表示法に基づく表示方法等の助言を行っている。

(2) 実績 表示等の相談 (令和2年度)

相談内容	相談件数
一括表示	287
栄養成分表示	25
虚偽誇大広告	7
機能性表示食品等	1
その他	32

7) 啓発事業

(1) 目的 食品等事業者及び市民に対して、食品衛生の情報提供を図り、食品衛生に関する知識の普及啓発に努めている。

(2) 実績 ①食品衛生講習会の実施

食品衛生講習会を実施し、食品の衛生的な取扱いや食中毒の予防について食品衛生に関する知識の普及啓発に努めた。

年度	対象	開催回数	参加人数
2	市民	14	303
	食品等事業者	52	1,809

②模擬店等における指導啓発

臨時的な食品の提供行為に対して、食中毒発生を未然に防止するため、食品衛生に関する指導啓発に努めた。

年度	届出件数
2	43

③啓発活動

実施月	内容	場所
4~5	食の安全教室	香呂南小学校、青山小学校、飾磨小学校
8~10	手洗い教室	中央保育所、花田保育所、飾磨西保育所、御着保育所、中寺こども園、山田こども園

④認証制度

市内の飲食店を対象に、「食の安全・安心」「健康増進」「地産地消」について一定の基準を満たす施設を認証し、市民や観光客に広く紹介する姫路市飲食店認証制度を実施している。

年度	認証店舗件数
29	28
30	25
元	24
2	9



2 市場検査

姫路市の食品流通の起点である中央卸売市場に中央卸売市場食品衛生検査センターを設け、科学的・専門的な知識及び技術を背景にした監視指導と試験検査により、衛生的で安全な食品が流通するよう努めている。

1) 中央卸売市場食品衛生検査センターにおける試験検査

(1) 目的 中央卸売市場内の流通食品や食品等事業者への指導に資するための試験検査として、計画的に微生物学検査を実施している。

(2) 実績

分類	検査検体数	微生物学検査					検査項目数合計
		細菌数	大腸菌群	E.coli	腸炎ビブリオ	ぶどう球菌	
魚介類	1	1	0	0	0	0	1
食肉	0	0	0	0	0	0	0
漬物	5	1	0	5	4	0	10
給食弁当	7	7	0	7	0	7	21
惣菜	0	0	0	0	0	0	0
野菜・果実	0	0	0	0	0	0	0
アイスクリーム	0	0	0	0	0	0	0
ふきとり	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0
合計	13	9	0	12	4	7	32

2) 中央卸売市場における早朝監視

(1) 目的 有毒魚介類や違反食品の流通防止のため、中央卸売市場において早朝監視を計画的に実施している。

(2) 方法 定期的に早朝（朝4時）より、中央卸売市場を流通する食品等の監視指導を実施する。

(3) 実績

年度	早朝監視回数
2	9回

3) 食品等の収去

(1) 目的 市内に流通する食品等の安全性を確認するため、収去検査計画に基づき計画的に収去検査を実施し、違反食品等の発見に努めている。

(2) 実績

月	収去品目	(令和2年度)
4月	弁当、漬物	
5月		
6月	調味料、アイスクリーム類、清涼飲料水、漬物、弁当、魚介類加工品	
7月	養殖魚、輸入食品、野菜果実、※食肉、漬物	
8月	ミネラルウォーター、近海魚、油菓子、魚肉練り製品	
9月	食肉製品、野菜果実、ナチュラルチーズ、近海魚、弁当	
10月	魚肉練り製品、冷凍野菜、乳類、野菜果実	
11月	鶏卵、冷凍食品、かき、輸入果実	
12月		
1月	野菜果実、近海魚	
2月	野菜果実、かき、冷凍野菜果実、食肉鯨肉製品	
3月	麺類、養殖魚、野菜果実、生食用食肉	

※非加熱もしくは加熱不十分な状態で喫食される鶏肉等

3 家庭用品試買試験検査

(1) 目的 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、市民の家庭用品による健康被害を防止するため、衣類等の家庭用品を試買し、姫路市環境衛生研究所にてホルムアルデヒドの有害物質検査を実施している。

(2) 実績

分類	ホルムアルデヒド			(令和2年度)
	生後 2 ヶ月 以内	を生 除後 < 2 ヶ月 以内	合 計	
繊維製品	おしめ	1	-	1
	おしめカバー	1	-	1
	よだれ掛け	2	-	2
	下着	4	10	14
	中衣	-	-	0
	外衣	3	-	3
	手袋	1	-	1
	くつ下	2	4	6
	たび	-	-	0
	帽子	2	-	2
	寝衣	-	3	3
	寝具	2	-	2
合計		18	17	35

試験検査の結果、家庭用品のホルムアルデヒドの基準違反はなかった。

第2節 食肉衛生検査

と畜場法及びその他関連法規に基づき、管内と畜場（食肉センター）に搬入された獣畜に対し、食用に供することができるか検査を実施し、精密な検査が必要な場合は保健所内に設置した検査室内で精密検査を行う。検査で異常が認められた場合には、当該部位の確実な排除により、食肉の安全性確保に努めている。また、食肉センターでの解体作業から食肉処理までが、衛生的に実施されていることを検証するとともに輸出に必要な食肉衛生証明書を発行している。

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、管内食鳥処理施設に対して定期的な監視・指導を行っている。

1 と畜検査

(1) 目的 食肉に起因する健康被害の発生を防止するため、生体、内臓および枝肉の検査を実施している。また、必要に応じ細菌や理化学、病理等の精密検査を行う。

(2) 実績 ①検査頭数の推移

年度	総数	牛	馬	豚	めん羊	山羊
28	9,547	9,547	-	-	-	-
29	17,224	17,224	-	-	-	-
30	19,837	19,837	-	-	-	-
元	23,136	23,136	-	-	-	-
2	26,951	26,951	-	-	-	-

※ 牛以外のと畜検査は平成27年度末以降未実施。

平成29年度については、とく（子牛）2頭、平成30年度について1頭、令和元年度について4頭、令和2年度については1頭を含む。

②原因別と殺解体禁止又は廃棄

(令和2年度)

区分	処分実頭数	細菌病			寄生虫病			その他の疾病									合計		
		炭疽	放線菌病	その他の病	リケツチア病	のう虫病	ジストマ病	その他の病	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫	腫瘍	よどみ	炎症汚染	炎症産物に	変性または萎縮	その他
禁止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
牛全部廃棄	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	2	0	9	15	
一部廃棄	16,813	0	2	0	0	0	16	9	0	0	0	762	12	12,593	2,774	5,513	21,681		

③精密検査頭数

(令和2年度)

区分	精密検査実頭数 (牛)	精密検査に基づく措置実頭数 (牛)			
		と殺・解体禁止	全部廃棄	一部廃棄	合格
一般畜	15	0	9	5	1
病畜	7	0	6	1	0
切迫	0	0	0	0	0
合計	22	0	15	6	1

④調査研究等

(令和2年度)

区分		検体数	頭数
枝肉切り取り（牛）	一般細菌数	50	50
	腸内細菌科菌群数	50	50
枝肉拭き取り（牛）	サルモネラ	140	140
部分肉サンプリング（牛）	腸管出血性大腸菌	24	24
残留物質検査（牛）※1	動物用医薬品	28	12
血液検査（牛）	生化学	14	14
	血球計算	10	10

※1 抗生物質検査

⑤海外輸出に伴う衛生証明書発行

食肉を海外へ輸出するには、輸出相手国ごとに定められた要綱に基づき、と畜から食肉処理までが衛生的に行われたことを確認し、衛生証明書を発行する必要がある。

(令和2年度)

輸出相手国	発行件数	重量(kg)
ミャンマー	2	106.1
台湾	319	73,616.2
マカオ	25	4,225.9
タイ	193	20,616.7
フィリピン	32	4,080.0
ベトナム	41	3,510.8
アメリカ	516	122,053.8
シンガポール	308	62,353.9
香港	580	176,776.2
カナダ	56	8,333.5
オーストラリア	82	22,816.6
EU	277	59,596.4
ニュージーランド	22	1,870.3
合計	2,453	559,956.4

2 食鳥処理施設の監視指導

(1) 目的 食鳥肉等に起因する健康被害の発生を防止するため、定期的な監視・指導を行う。

(2) 実績

(令和2年度)

	施設数	処理羽数			監視件数
		成鶏	ブロイラー	その他	
大規模食鳥処理場	0	-	-	-	-
認定小規模食鳥処理場	14	23,769	18,255	315	12

法に基づき、認定小規模食鳥処理場については別途月1回、処理羽数報告書を徴収。

第3節 環境衛生

環境衛生業務は、市民が日常生活の中で利用し、密接な関係を有する環境衛生関係施設（興行場、旅館、公衆浴場、理容所、美容所及びクリーニング所）、水道施設、化製場、墓地等を対象とした許認可業務をはじめとし、特定建築物、遊泳用プール、住宅宿泊事業施設等の監視指導業務と幅広い分野に渡っている。

1 環境衛生関係施設の監視指導

(1) 目的 環境衛生関係施設の開設届又は許可申請等に対する実地調査を行うとともに、衛生措置基準を遵守するよう監視指導を実施している。監視指導、検査等の結果、不適事項については改善指示を行い、報告書の徴収や改善確認の立入調査を実施している。

(2) 対象 営業六法（興行場、旅館、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所）、水道関係、化製場、墓地等、特定建築物、遊泳用プール、温泉利用施設、住宅宿泊事業施設等

(3) 実績 ①環境衛生関係施設数及び衛生監視状況（営業六法関係）
（令和2年度）

業種	許可確認施設数	廃業失効施設数	本年度末施設数	監視実施延回数	処分件数			備考
					停止取消し	始末書徴収	指導票交付	
興行場	映画	0	0	1	0	0	0	0
	演劇	0	0	1	0	0	0	0
	音楽	0	0	1	0	0	0	0
	スポーツ	0	0	0	0	0	0	0
	演芸	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	1	7	0	0	0	0
旅館	小計	0	1	10	0	0	0	0
	旅館・ホテル	3	12	105	112	0	0	3
	簡易宿所	2	2	33	17	0	0	2
	下宿	0	0	8	14	0	0	0
	季節旅館	0	0	0	0	0	0	0
	季節簡宿	0	0	0	0	0	0	0
営業六法関係	小計	5	14	146	143	0	0	5
	一般	0	0	7	21	0	0	1
	公衆浴場	温泉	0	0	7	21	0	0
		共同	0	0	2	1	0	0
		サウナ	0	1	8	2	0	0
		ゴルフ	0	0	5	3	0	0
		福祉	0	1	7	7	0	0
		社宅	0	0	0	0	0	0
		ヘルスセンター	0	0	1	2	0	0
		スポーツ施設	0	0	8	18	0	3
	その他	1	1	14	29	0	0	4
	小計	1	3	59	104	0	0	12
理容所	一般	2	10	87	75	0	0	0
	取次所	5	16	192	21	0	0	0
	小計	7	26	279	96	0	0	0
	営業六法合計	98	177	2,083	689	0	0	17

②環境衛生関係施設数及び衛生監視状況（営業六法以外）

(令和2年度)

業種		許可確認施設数	廃業失効施設数	本年度末施設数	監視実施延回数	処分件数		備考
						停止取消し	始末書徴収	
水道関係	専用水道	1	1	18	4	0	0	1
	特設水道	0	1	9	4	0	0	0
	簡易専用水道	17	10	1,179	14	0	0	4
	小規模受水槽	40	255	1,694	125	0	0	1
	小計	58	267	2,900	147	0	0	6
化製場	化製場	6	5	275	14	0	0	0
	死亡獣畜取扱場	0	0	1	0	0	0	0
	準用施設	0	0	12	1	0	0	0
	動物飼養施設	6	0	32	15	0	0	0
	小計	12	5	320	30	0	0	0
墓地等	墓地	1(2)	0	356	9	0	0	0
	納骨堂	2(0)	0	24	2	0	0	0
	火葬場	0(0)	0	8	0	0	0	0
	小計	3(2)	0	388	11	0	0	0
特定建築物	興行場	0	0	3	1	0	0	0
	百貨店	2	0	33	6	0	0	0
	店舗	0	0	8	1	0	0	0
	事務所	0	0	55	0	0	0	0
	学校	0	0	12	1	0	0	0
	旅館	2	1	18	10	0	0	0
	その他	0	0	22	2	0	0	0
建築物清掃業	小計	4	1	151	21	0	0	0
	建築物清掃業	1(1)	0	4	2	0	0	0
	建築物空気環境測定業	2(2)	0	4	4	0	0	0
	建築物空気調和用ダクト清掃業	0(0)	0	0	0	0	0	0
	建築物飲料水水質検査業	0(0)	0	3	1	0	0	0
	建築物飲料水貯水槽清掃業	0(0)	0	31	1	0	0	0
	建築物排水管清掃業	3(3)	0	7	5	0	0	0
	建築物ねずみ昆虫等防除業	0(0)	0	10	1	0	0	0
	建築物環境衛生総合管理業	0(0)	0	11	0	0	0	0
プール用	小計	6(6)	0	70	14	0	0	0
	公営	0	1	8	11	0	0	0
	営業	1	0	16	35	0	0	0
	その他	0	0	3	1	0	0	0
	小計	1	1	27	47	0	0	0
クリーニング無店舗取次店		0	0	6	0	0	0	0
コインランドリー		13	3	161	24	0	0	0
温泉利用施設		0	1	24	12	0	0	0
住宅宿泊事業		0	0	1	0	0	0	0
営業六法以外合計		89	278	4,048	306	0	0	6

2 試験・検査等の実施

(1) 目的 環境衛生関係施設の科学的監視を行うために、浴槽水、貸おしごり、プール水の検査を実施している。また、レジオネラ症の感染源となる可能性のある施設のレジオネラ汚染の実態調査の検査を実施している。

(2) 実績

(令和2年度)

業種	検査の項目 (基準値)	検査件数	不適件数	不適の場合の処置
公衆浴場等	濁度 (5度以下)	87	0	
	過マンガン酸カリウム消費量 (25mg/l以下)	87	0	
	大腸菌群 (1個/ml以下)	87	0	
	レジオネラ属菌 (10CFU/100ml未満)	88	19	ろ過器、循環配管等の洗浄、消毒を指導
	水素イオン濃度	87	—	
クリーニング所	貸 お し ぼ り 一般細菌数 (100000/枚以下)	0	0	
	大腸菌群 (陰性)	0	0	
	黄色ブドウ球菌 (陰性)	0	0	
遊泳用プール	濁度 (2度以下)	23	0	
	過マンガン酸カリウム消費量 (12mg/l以下)	23	1	補給水量等を指導
	大腸菌 (検出されないこと)	23	0	
	水素イオン濃度 (5.8~8.6)	23	0	
	遊離残留塩素濃度 (0.4mg/l~1.0mg/l)	23	3	残留塩素濃度の管理の徹底を指導
	一般細菌数 (200CFU/ml以下)	23	0	
	総トリハロメタン (概ね0.2mg/l以下)	23	0	
採暖槽	レジオネラ属菌 (10CFU/100ml未満)	11	0	
原水	クリプトスボリジウム (検出されないこと)	0	0	

3 苦情・相談・啓発等に関する業務

(1) 目的 市民から寄せられた環境衛生関係施設の苦情や相談に対して調査を実施し、原因究明に努め、再発防止を図るため改善指導を行っている。
また、墓地等の改葬の相談も行っており、改葬許可証の発行を行っている。

(2) 実績 ①環境衛生関係施設の苦情

(令和2年度)

業種	営業六法関係						営業六法以外							合計	
	興行場	旅館	公衆浴場	理容所	美容所	クリーニング所	水道施設	化製場	墓地等	特定建築物	建築物清掃業	遊泳用プール	温泉	住宅宿泊事業	
件数	0	2	3	2	3	1	2	0	2	0	0	1	0	0	16

②改葬の許可

(令和2年度)

改葬許可	保健所衛生課	名古山靈苑管理事務所	無縁墳墓の改葬(再掲)
182	124	58	0

※ 埋葬・火葬の許可に関する事務は、住民窓口センターが行っており、改葬の許可に関する事務は、保健所衛生課と名古山靈苑管理事務所で行っている。

③環境衛生講習会の実施

年度	開催回数	参加人数
2	3	108

4 衛生害虫等に関する業務

1) スズメバチ駆除事業補助

(1) 目的 スズメバチの巣に限り、多くの市民に危険が及ぶ場合には早期駆除のため駆除費用の一部補助を行っている。

(2) 方法 駆除費用の2分の1（駆除作業の実施日により上限がある）の補助

- ・4月1日から7月31日まで 上限5,000円
- ・8月1日から翌3月31日まで 上限7,000円

(3) 実績

年度	補助件数	補助金額
28	193	1,267,440
29	213	1,391,960
30	126	803,140
元	239	1,565,000
2	165	1,087,100

2) 衛生害虫・住居衛生に関する相談

- (1) 目的 ねずみ、衛生害虫の相談に対し、実態顕微鏡等を活用して種の同定を行うとともに、その害虫の防除方法の助言や駆除業者の紹介等を行っている。
 また、自治会等が地域の公衆衛生の向上のために行っている衛生害虫駆除活動に対し、殺虫剤等の薬剤を配布するとともに、害虫駆除の実施方法等について助言を行い、地域の防疫活動の推進を図っている。

(2) 実績

(令和2年度)

衛生害虫等	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
アリ	0	0	1	2	1	0	1	0	0	0	0	1	6
アブ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アブラムシ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
カ	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ガ	0	0	0	1	2	1	0	0	0	0	0	0	4
内 成虫 訳 ケムシ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
カツオブシムシ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
カメムシ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
クモ	0	0	1	1	0	1	2	0	1	0	0	0	6
内 ゴケグモ類 訳 その他	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	3
ゴキブリ	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
シバンムシ	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
シラミ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内 アタマジラミ 訳 その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
シロアリ	1	3	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	6
ダニ	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
内 マダニ タカラダニ 訳 その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
チャタテムシ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
チョウバエ	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
トコジラミ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ネズミ	0	0	1	0	1	0	2	1	0	0	0	0	5
ノミ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ハエ	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	3
内 成虫 訳 ウジ	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	3
ハチ	8	6	15	40	56	40	28	13	3	0	2	0	211
内 スズメバチ アシナガバチ ミツバチ その他 不明	3	6	12	28	40	31	22	12	3	0	1	0	158
ムカデ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヤスデ	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
ユスリカ	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
その他の害虫獣等	1	2	4	2	8	3	4	0	1	0	0	0	24
内 イタチ コウモリ ハト ヘビ その他	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	3
内 屋内空気環境 飲料水等 その他	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	13
防疫用殺虫剤の配布	3	3	7	3	2	1	0	0	0	0	0	0	19
合計	13	16	35	53	74	46	37	14	6	0	4	2	300

第4節 納食施設指導

健康増進法に基づき、給食施設に対し適切な栄養管理・給食管理が行われているかを調査・把握し、栄養士の資質向上と給食施設の栄養管理の向上を図っている。

1 特定給食施設等への指導

(1) 目的 健康増進法により、適切な健康管理の有無等、給食施設の現状を把握し、栄養士の資質向上と給食施設の栄養管理の向上を図る。また、喫食者の栄養改善と同時に栄養改善への意識を高めることで、市民の栄養状態の改善、健康の保持増進を図っている。

(2) 対象 納食施設の管理栄養士、栄養士、給食管理者など

(3) 内容 栄養管理報告書、巡回などによる個別指導、研究会などによる集団指導

(4) 実績 納食施設指導状況

年度	集団指導		個別指導 延施設数
	回数	延施設数	
2	4	52	19

2 立ち入り検査

(1) 目的 病院には医療法に基づく立入検査を、介護老人保健施設・老人福祉施設やその他の施設には健康増進法に基づく実地指導を行い、喫食者の栄養改善と健康の保持増進を図っている。

(2) 実績

(令和2年度)

区分	栄養士の有無	総数		特定給食施設*		その他の給食施設	
		施設数	立入検査件数	施設数	立入検査件数	施設数	立入検査件数
学校	有	11	0	11	0	0	0
	無	3	0	2	0	1	0
病院	有	35	0	24	0	11	0
	無	0	0	0	0	0	0
介護医療院	有	3	0	1	0	2	0
	無	0	0	0	0	0	0
介護老人保健施設	有	11	0	9	0	2	0
	無	0	0	0	0	0	0
介護老人福祉施設	有	52	0	27	0	25	0
	無	8	0	0	0	8	0
児童福祉施設	有	68	0	30	0	38	0
	無	57	0	21	0	36	0
社会福祉施設	有	16	0	1	0	15	0
	無	6	0	0	0	6	0
事業所	有	10	0	6	0	4	0
	無	24	0	20	0	4	0
その他の施設*	有	7	0	6	0	1	0
	無	6	0	6	0	0	0
合計		317	0	164	0	153	0

* 特定給食施設とは、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を提供する施設のうち、1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設

第5節 動物管理

動物管理センターでは、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、犬・猫の引取り、動物取扱業の登録・監視や動物取扱責任者への講習会などを行うと共に、犬・猫の譲渡会や教育活動等を通じて動物愛護思想の普及や終生飼養意識の高揚に努めている。

また、狂犬病予防法に基づく犬の登録・狂犬病予防注射の実施のほか、放浪犬の捕獲などの野犬対策を行っている。

1 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に係る事業

動物の愛護及び管理に関する法律は、すべての人が「動物は命あるもの」であることを認識し、動物を虐待することのないようにするのみでなく、人間と動物が共に生きていける社会を目指し、動物の習性をよく知ったうえで適正に取り扱うよう定められている。

1) 犬猫の譲渡

- (1) 目的 「一頭でも多くの命を救う」、「模範的な飼い主になっていただく」、「家族の一員として迎え入れていただく」ことを目標にして、少しでも処分される動物の数を減らすとともに、動物愛護・終生適正飼育の啓発を行う。
- (2) 対象 原則姫路市在住の20歳以上の市民
- (3) 内容 センターに収容・引取りされた犬および引取りされた猫のうち譲渡に適する犬猫を、希望者に譲渡している。譲渡の際には、終生適正飼育や所有者における責任、感染性の疾病などについての講習会の受講を義務付けている。
- (4) 方法 譲渡希望者には事前申込の上、審査後(書類審査等)、譲渡前講習会を受講してもらい、譲渡対象犬猫を見てももらう。

(5) 実績

年度	動物管理センターにおける譲渡				市内動物病院における譲渡			
	成犬	子犬	成猫	子猫	成犬	子犬	成猫	子猫
28	15	60	4	37	1	0	17	24
29	13	78	1	39	2	0	11	18
30	12	42	3	41	1	0	13	35
元	11	32	11	37	0	0	14	32
2	4	10	12	60	0	0	20	57

2) ジュニア姫路検定

- (1) 目的 犬の飼育体験、動物管理センター業務内容の学習や獣医師の仕事の体験を通じて動物を愛護する心等を伝え、もって生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資する。
- (2) 内容 動物管理センターの仕事内容について講義を受ける。保護犬の飼育体験を行う。動物病院の獣医師から指導を受けて実際に動物を診察するなど。
- (3) 実績

年度	参加人数	講座名	対象
28	20	目指せ！犬猫ドクター	市内小学4年生～中学生
29	32	めざせ！動物のお医者さん	市内小学4年生～中学生
30	9	めざせ！動物のお医者さん	市内小学4年生～中学生
	28	いぬ・ねこ博士になろう	市内小学1年生～3年生
元	18	獣医師の仕事を学ぼう	市内小学4年生～中学生
	18	いぬ・ねこ博士になろう！	市内小学1年生～3年生
2	—	—	—

3) 犬・猫の引取り

(1) 内容 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項及び第3項に基づき、飼えなくなった犬及び猫並びに所有者不明の犬及び猫の引取りを行っている。

(2) 実績 所有者不明引取りには警察引継ぎを含む

年度	所有者 有				所有者 不明				合計
	成犬	子犬	成猫	子猫	成犬	子犬	成猫	子猫	
28	37	0	17	19	35	125	7	161	401
29	40	1	41	15	20	88	5	172	382
30	67	1	28	31	22	62	5	231	447
元	20	0	33	3	22	37	14	176	305
2	12	0	4	7	8	7	12	203	253

4) 負傷動物の収容

(1) 対象 公共の場所で病気にかかっている、又は負傷している犬及び猫等の動物

(2) 内容 動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項に基づき、対象の動物に関する通報があつた場合、その動物を収容し、応急処置を施している。

(3) 実績

年度	動物管理センター				市内動物病院				
	成犬	子犬	成猫	子猫	成犬	子犬	成猫	子猫	
28	2	0	19	31	1	0	26	35	
29	0	0	20	11	2	0	17	33	
30	0	0	14	9	1	0	17	48	
元	2	0	27	7	0	0	17	41	
2	2	0	20	15	0	0	31	72	

2 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に係る事業

狂犬病予防法は、狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を目的としている。動物管理センターでは、犬の登録及び狂犬病予防注射の実施並びに犬の捕獲を行っている。

1) 犬の登録・狂犬病予防注射の実施

(1) 対象 市内の犬の所有者

(2) 内容 犬の所有者は、犬の取得日から30日以内に市町村長に登録を申請することが義務付けられている。申請後、市町村長は飼い犬を原簿に登録し、鑑札を交付する。
また、飼い犬に対して年1回の狂犬病予防注射の接種を義務付けている。接種後、市町村長は犬の所有者に注射済票を交付する。
犬の所有者は、飼い犬に鑑札と注射済票をつけておくことが義務付けられている。

(3) 実績

年度	新規登録頭数	登録総数	注射済票交付数
28	2,313	29,759	21,333
29	2,129	29,613	21,219
30	2,406	29,891	21,357
元	2,526	30,242	21,661
2	2,855	31,271	22,149

2) 犬の捕獲・返還・処分

(1) 内容

市町村長は狂犬病予防員を任命し、犬の捕獲に当たらせなければならない。また狂犬病予防員は鑑札・注射済票をつけていない犬を認めたときは、その犬を抑留しなければならない。市町村長はその旨を2日間公示した上で、犬の所有者が見つかった場合は、その所有者に犬を返還する。所有者が見つからない場合は、その犬を処分する事ができる。動物管理センターでは、返還率向上のため、飼い犬に鑑札や迷子札を装着するよう、啓発している。

(2) 実績

返還頭数は、捕獲、所有者不明の引取り、負傷動物保護で収容した犬のうち返還した頭数

年度	捕獲頭数	返還頭数
28	46	22
29	38	13
30	29	22
元	11	16
2	15	9

年度	処分状況			
	動物管理センター		市内動物病院（治療中死亡）	
	成犬	子犬	成犬	子犬
28	86	46	0	0
29	67	35	0	0
30	80	22	0	0
元	34	12	0	0
2	29	0	0	0